

通関業者、輸入者の皆さま

平素より税関行政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

2024 年 10 月 3 日に NACCS 掲示板において「【リアルタイム口座をご利用の方へ】MPN センター更改に伴うリアルタイム口座振替サービスの休止について」が掲載されたとおり、MPN センターの更改に伴い、次の期間は、全ての金融機関において、リアルタイム口座振替方式サービス、マルチペイメントネットワークを利用した関税等の納付サービスが利用できなくなります。

【サービス利用停止期間】

2025 年 1 月 1 日（水）20:15 ～ 2025 年 1 月 3 日（金）0:10

※ 2025 年 1 月においては、MPN センターの更改により、例年よりもサービス利用停止期間が長くなっています。

このため、上記期間において、輸入貨物に係る関税等の納付を行う必要がある場合は、リアルタイム口座振替方式、マルチペイメント（MPN）以外の方法により、関税等の納付を行っていただくこととなります。

上記期間に輸入申告を予定されている通関業者、輸入者におかれては、早めのご準備、ご対応をお願い致します。

なお、上記期間においても、輸入の許可前における貨物の引取制度（BP）、又は納期限延長制度を利用することができますが、その利用に当たっては、輸入申告を行う税関に対し、あらかじめ担保を提供していただく必要があります。

（参考資料）税関手続 FAQ（カスタムスアンサー）

- 1113 輸入の許可前における貨物の引取制度
- 1303 包括納期限延長の申請と担保提供手続
- 1304 個別納期限延長の申請と担保提供手続
- 1903 特例輸入者制度における個別申告業務について
- 9106 認定通関業者制度の概要及びメリット

問合せ先

大阪税関業務部収納課

電話：06-6576-3363

大阪税関業務部通関総括第 1 部門

電話：06-6576-3313